

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 51,480円

2 賠償の相手方

住所 * * * * *

氏名 * * * * *

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和3年11月25日午前9時頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市大井武蔵野396番1付近

(3) 事故の内容 市職員が市道の草刈りを行った際、飛散防止対策を怠ったため砂利が飛散し、隣接する住宅の窓ガラスが損傷した。

(4) 被害の程度 住宅の窓ガラスの損傷

令和3年12月24日

ふじみ野市長 高 畑 博